### 京都市路地・まち防災プロジェクト事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)第18条に規定する事業(以下「路地・まち防災プロジェクト事業」)の実施に要する費用に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱及び条例において使用する用語の例による。

#### (補助対象事業)

- 第3条 路地・まち防災プロジェクト事業の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、 施設等の整備及びその効果を高めるために行う普及啓発その他の取組のうち、次の各号のいずれに も該当するものとする。
  - (1) 実施要綱第13条第1項の規定による認定を受けた路地・まち防災まちづくり計画に基づくものであること。
  - (2) 活動団体が主体となって実施するものであること。
  - (3) 活動区域の住民参加により実施するものであること。
  - (4) 特定の者に利益または不利益を与えるものでないこと。
  - (5) 政治、宗教又は営利を目的とするものでないこと。
  - (6) 特定の土地又は建築物を利用するものである場合は、あらかじめ当該土地又は建築物の所有者又は管理者の同意を得ていること。
  - (7) 整備対象となる施設等の維持管理が適切に行われるものであること。
  - (8) この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象事業と同一の事業に対して補助を受けていないこと。

# (補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、実施要綱第9条第1項の 規定による認定を受けた活動団体とする。
- 2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回までとする。

#### (補助対象費用)

- 第5条 補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、補助対象事業に要する費用とする。
- 2 消費税法の規定に基づき課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する 者が補助対象者である場合は、補助対象事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることが できない。
- 3 補助対象費用に消費税相当額を含めている場合において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業に係る消費税仕入控除税額等の有無について、路地・まち防災プロジェクト事業に係る消費税仕入控除税額等報告書(第1号様式)により、条例第19条の規定による通知を受けた年の翌年の6月30日までに報告しなければならない。

#### (補助金の額)

- 第6条 補助金の交付額は、補助対象費用の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は1,000,00円のいずれか少ない額とする。
- 2 補助金の交付額のうち施設等の整備に要する費用を除いた額は、補助金の交付額全体の10分の 3を超えない範囲とする。

#### (交付の申請)

- 第7条 補助金の交付を申請しようとする活動団体の代表者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の実施前に、条例第9条に基づき、路地・まち防災プロジェクト事業補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 補助対象事業の計画書(実施体制及び施設の整備等の具体的内容,維持管理の方法が分かるもの。)
  - (2) 補助対象事業の収支予算書(第3号様式)
  - (3) 補助対象事業のうち施設等の整備に要する費用の見積書の写し
  - (4) 第3条第1項第6号に適合することを証する書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による路地・まち防災プロジェクト事業補助金交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定に適合していると判断した場合は、条例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による路地・まち防災プロジェクト事業補助金交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定に適合していないと判断した場合は、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 4 第2項の通知を受けた申請者(以下「認定申請者」という。)は、当該通知を受けた日(以下この章において「交付決定通知日」という。)から当該通知に係る事業(以下「補助事業」という。)に着手することができる。

# (補助事業の履行期間)

第8条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して6月を経過する日(当該日が交付決定通知日の属する年度の3月30日以後である場合は、当該年度の3月29日。以下この章において「完了期限」という。)までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。

### (補助事業の内容変更, 休止等)

- 第9条 認定申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、路地・まち防災プロジェクト事業交付決定等変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
  - (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
  - (2) 補助対象工事に要する費用を変更しようとするとき。
- 2 市長は、前項による申請を承認したときは、認定申請者に通知する。
- 3 認定申請者は、補助事業を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助対象事業が完了期限までに完了する見込みがないときは、路地・まち防災プロジェクト事業休止・廃止等報告書(第5号様式)によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

### (実績報告)

- 第10条 認定申請者は、補助事業の完了後速やかに、条例第18条第1項の規定による報告を市長 に行わなければならない。
- 2 前項の報告は、路地・まち防災プロジェクト事業実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる 書類を添えて行わなければならない。
  - (1) 補助事業の収支決算書(第7号様式)
  - (2) 補助事業のうち施設等の整備に係る請負契約書の写し又はこれに代わる書類(工事注文請書等)の写し
  - (3) 補助事業のうち施設等の整備に係る施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し(内訳が記載されているもの。)
  - (4) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
  - (5) 補助事業の施工中の状況(隠蔽部のみ)及び整備完了後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影位置が分かる書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の交付額の決定)

第11条 市長は、前条の実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、同期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

#### (補助金の請求)

第12条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に路地・まち防災プロジェクト事業補助金請求書(第8号様式)により補助金の請求を行わなければならない。

#### (概算払分の請求)

- 第13条 認定申請者は、市長が補助対象事業を実施するために特に必要と認める限りにおいて、条 例第21条第2項の規定により補助金の交付予定額を限度に概算払いを受けることができる。
- 2 認定申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、路地・まち防災プロジェクト事業補助金概算払請求書(第9号様式)により補助金を請求するものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた認定申請者は、前条の規定により補助金を請求する際に、路地・まち防災プロジェクト事業補助金精算書(第10号様式)を市長に提出するものとする。

# (決定の取消し及び補助金の返還)

- 第14条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部 若しくは一部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。
  - (1) 認定申請者が第9条第1項の規定による申請を怠ったとき
  - (2) 補助対象費用を補助対象事業以外の目的で使用したとき
  - (3) その他この要綱の規定に違反したとき
- 2 認定申請者から第9条第3項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定はなかったものとみなす。

# (報告の徴収)

第15条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業の施工をする者に対し、当該補助事業の実施状況等に関し、報告をさせることができる。

# (委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。